

長 寿 号 外
平成20年9月30日

介護老人福祉施設
短期入所生活介護事業所 管理者 殿
特定施設入居者生活介護事業所

奈良県福祉部長寿社会課長

介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の経過措置について

平素より本県介護保険行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における重度化対応加算並びに特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期入所生活介護における夜間看護体制加算に係る経過措置（以下「経過措置」という。）については、9月25日に開催されました第54回社会保障審議会介護給付費分科会において、経過措置の延長は行わないこととされ、9月末をもって当該経過措置は終了となります。

経過措置終了後（10月1日以降）、介護老人福祉施設等における重度化対応加算または特定施設入居者生活介護及び短期入所生活介護等における夜間看護体制加算を算定するためには、常勤の看護師（いわゆる正看護師）の配置が必要となります。

上記加算の算定要件を満たさなくなった施設・事業所にあつては、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を10月15日までに本県に提出してください。

担 当
福祉部長寿社会課介護事業係
TEL:0742-27-8532

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、それぞれ重度化対応加算については次の①～⑤の要件、夜間看護体制加算については次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る夜間看護体制加算については①②に加え※の要件）を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】	1日10単位加算
①常勤の看護師（平成20年9月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	
②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。	
③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	
④看取りに関する職員研修を行っていること。	
⑤看取りのための個室を確保していること。	
※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	

- 重度化対応加算等の算定に当たっては、加算創設当初、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末までは、常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能、との経過措置を設定した。
- 介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、引き続き平成20年9月末まで経過措置を延長しているところ。
（平成19年3月に1年間延長、平成20年3月に半年間の再延長）
- 本年3月25日の介護給付費分科会における再延長の議論及び報告において、「重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする」こととされた。

